

■担当窓口

市町村	担当部署	電話番号	FAX番号	所在地
松江市	障がい者福祉課	0852-55-5945	0852-55-5309	〒690-8540 松江市末次町86
浜田市	高齢障がい課	0855-25-9322	0855-23-4922	〒697-8501 浜田市殿町1
	金城支所 市民福祉課	0855-42-1235	0855-42-0990	〒697-0121 浜田市金城町下来原171
	旭支所 市民福祉課	0855-45-1434	0855-45-8110	〒697-0425 浜田市旭町今市637
	弥栄支所 市民福祉課	0855-48-2656	0855-48-2952	〒697-1211 浜田市弥栄町長安本郷542-1
	三隅支所 市民福祉課	0855-32-2807	0855-32-3230	〒699-3211 浜田市三隅町三隅1434
出雲市	福祉推進課	0853-21-6694	0853-21-6598	〒693-8530 出雲市今市町70
	平田支所 市民福祉課	0853-63-5500	0853-63-5533	〒691-8601 出雲市平田町951-1
	佐田支所 市民サービス課	0853-84-0111	0853-84-0579	〒693-0506 出雲市佐田町反辺1747-6
	多伎支所 市民サービス課	0853-86-3111	0853-86-3561	〒699-0903 出雲市多伎町小田74-1
	湖陵支所 市民サービス課	0853-43-1212	0853-43-1433	〒699-0812 出雲市湖陵町二部1320
	大社支所 市民サービス課	0853-53-4444	0853-53-4493	〒699-0792 出雲市大社町杵築南1395
	斐川支所 市民生活課	0853-73-9100	0853-73-9109	〒699-0592 出雲市斐川町荏原2172
益田市	生活福祉課	0856-31-0251	0856-31-8120	〒698-8650 益田市常盤町1-1
大田市	社会福祉課	0854-83-8143	0854-82-9730	〒694-8502 大田市大田町大田口1111
安来市	福祉課	0854-23-3217	0854-23-3281	〒692-0404 安来市広瀬町広瀬703
江津市	社会福祉課	0855-52-2501	0855-52-1374	〒695-8501 江津市江津町1525
雲南市	長寿障がい福祉課	0854-40-1042	0854-40-1049	〒699-1392 雲南市木次町木次1013-1
奥出雲町	福祉事務所	0854-54-2541	0854-54-2030	〒699-1592 仁多郡奥出雲町三成358-1
飯南町	福祉事務所	0854-72-1773	0854-72-1775	〒690-3207 飯石郡飯南町頓原2064
川本町	健康福祉課	0855-72-0633	0855-72-1136	〒696-8501 邑智郡川本町川本545-1
美郷町	健康福祉課(福祉事務所)	0855-75-1931	0855-75-1505	〒699-4692 邑智郡美郷町粕淵168
邑南町	福祉課	0855-95-1115	0855-95-0268	〒696-0192 邑智郡邑南町矢上6000
津和野町	健康福祉課	0856-72-0673	0856-72-1650	〒699-5605 鹿足郡津和野町後田口64-6
吉賀町	保健福祉課	0856-77-1165	0856-77-1891	〒699-5513 鹿足郡吉賀町六日市750
海士町	健康福祉課	08514-2-1822	08514-2-0208	〒684-0403 隠岐郡海士町海士1490
西ノ島町	健康福祉課	08514-6-0104	08514-6-0683	〒684-0211 隠岐郡西ノ島町浦郷534
知夫村	村民福祉課	08514-8-2211	08514-8-2093	〒684-0102 隠岐郡知夫村1065
隠岐の島町	福祉課	08512-2-8561	08512-2-6630	〒685-8585 隠岐郡隠岐の島町城北町1

(交付認定)島根県立心と体の相談センター(電話0852-32-5908)

■申請手続き

申請は、お住まいの市町村の担当窓口で、必要書類等を提出して行ってください。
 申請者は、ご本人ですが、手続きはご本人以外(家族や医療機関関係者等)が代行することも可能です。
 申請から手帳の交付まで1~2か月程度かかります。
 有効期間は2年間です。有効期限の3か月前から更新申請ができます。
 詳しくは担当窓口へお問い合わせください。

必要書類等	備考
申請書	様式は市町村にあります。県のホームページにも掲載しています。
添付書類 (ア、イのいずれか)	ア 医師の診断書(初診日から6か月以上経過した時点で作成されたもの)【有料】 イ 精神障がい支給事由とする障害年金等を現に受けていることを証明する書類の写し (年金証書、年金裁定通知書、直近の振込通知書等)、および同意書
写真	たて4cm×よこ3cm、1年以内に撮影された脱帽の上半身を写したもの
印鑑	

〔福祉医療費助成制度について〕

福祉医療費助成制度とは、重い障がいのある方やひとり親家庭の方に対して、医療費の自己負担額を軽減する、島根県の制度です。

平成26年10月1日から、この制度が拡充され、次の方が新たに対象に加わります。

- ①精神障害者保健福祉手帳1級の方
- ②精神障害者保健福祉手帳2級で身体障害者手帳3級または4級の方
- ③精神障害者保健福祉手帳2級で知的障がいのある方(概ねIQ50以下)

これらに該当する方は、市町村で「福祉医療費医療証(資格証)」の交付を受けることができます。

この「福祉医療費医療証(資格証)」を、医療機関で受診される際に提示すると、医療費の自己負担割合を1割以下に軽減することができます。

